

ごみの分け方・出し方

他地区のごみステーションへの持ち込み禁止。

きちんと分別して、決められた収集場所に、収集日の朝8時までに出してください。

問い合わせ先：志賀町役場 環境安全課 ☎ 32-9321

★燃えるごみの中に、包装紙、紙の箱、封筒など資源ごみが混入しています。分別をしてリサイクルを心がけましょう。

★ごみのダイエット ①エコバッグ(マイバッグ)持参 ②詰め替え商品使用 ③過剰包装なし

町が収集するもの(家庭から出るごみ)

破碎・埋立・焼却するもの

※可燃ごみは乾燥してRDF化して専焼発電施設で使用します※破碎して、鉄類は資源になります

燃えるごみ 週2回	水切りをしっかりと お願いします 生ごみ 紙くず 1mまでに 切ってください ビニール類 プラスチック類 布、革製品類 金具等は取ら なくて結構です 長さ50cm 太さ6cm未満 木くず 砂を落として 出してください 草花 その他	中身の見える透明又は半透明の袋に入れてごみ処理券を貼って出すか、志賀町ごみ指定袋を使用して出してください 段ボールで出さないでください
燃えないごみ 2週に1回	火気厳禁 中身は使い 切ってください 金属類 電球 やかん ガラス類 陶磁器類 砂、灰 カセットテープ ビデオテープ 燃えるごみへ 出してください プラスチック製 ヘルメット	電池や燃料は取り外してください スプレー缶は必ず使い切りガスを抜いてください 塗料の缶は中身を除いてください
粗大ごみ 年に4回	粗大ごみは、45リットルまでのごみ袋に入らない可燃物、燃えないごみの回収容器に入らない不燃物です	有料の粗大ごみ処理券を貼って出してください 電池や燃料は取り外してください

資源になるもの

※金属資源として再生します 小型家電 2週に1回	パソコンや携帯電話、デジカメなどを出す場合は、データを消してください。 回収容器が一杯の場合は、通行の邪魔にならないように回収容器のそばに置いてください	電池や燃料は取り外してください 家電リサイクル法対象品目は販売店にご相談ください
※雨とい、燃料などに再生します 容器包装プラスチック 週1回	砕いて中身の見える袋に入れて出します これ以外は燃えるごみです ビニール袋 発泡スチロール トレイ プラスチック容器 プラスチック製商品 そのもの プラスチックの キャップ、ふた 燃えるごみへ 出してください	容器とふたは分けて、中身の見える透明又は半透明の袋に入れて出してください 汚れがとれないものは燃えるごみへ出してください
※新聞、雑誌などに再生します 紙製資源ごみ 2週に1回	水洗いして開いて乾かしてください 中が銀色のものやプラスチックの注ぎ口は燃えるごみへ 新聞紙や折込チラシ 段ボール 雑誌類・その他紙 束ねてはぼって出すか、紙袋に入れて出してください 紙くず、米の袋、感熱紙、カーボン紙、写真、紙コップ、防水加工紙などは燃えるごみへ出してください	4種類(紙パック、新聞紙・折込チラシ、段ボール、雑誌類・その他紙)に分別ししっかりとしばって出してください
※新しい缶に再生します 空き缶 2週に1回	飲み物や食べ物が入っていた缶 ふたを取る 水洗いする スプレー缶 塗料の缶 燃えないごみへ 出してください	本体から外れたふたやプルトップは燃えないごみへ出してください
※新しいびんに再生します 空きびん 2週に1回	無色透明 茶色 その他色 飲食物が入っていたビン ふたを取る 水洗いする ピンのふた 燃えないごみへ 出してください	3種類(無色透明、茶色、その他色)に色分けして出してください 金属製のフタは燃えないごみへ出してください
※新しい衣料などに再生します ペットボトル 2週に1回	マークを見る このマークがついたボトル キャップを取る 水洗いする 容器包装 プラスチックへ 出してください 食用油のボトル	プラスチック製のふたは容器包装プラスチックへ出してください 汚れが取れないものは燃えるごみへ出してください
※主に古着として再利用されます 衣類 2週に1回	透明・半透明の袋に入れ、内部が雨にぬれないように袋の口をしばって資源ごみ収集場所へ出してください 燃えるごみに出してください 雨カッパ ヤッケ 革製ジャンパー等 中綿の入った服 帽子 マフラー 手袋等 布切れ タオル シーツ等 汚れがひどい、穴が開いている、湿っているもの等	ナイロン、ビニール、皮革製衣類、種類や形状により収集できないもの、衣類でないもの、状態の悪いものは燃えるごみへ出してください
※亜鉛などの金属を再利用します 水銀使用物 2週に1回	充電式・ボタン式電池 鏡 体温計 蛍光灯 割れた蛍光灯など 燃えないごみへ 出してください	電球、グローバルランプ、割れた蛍光灯は燃えないごみへ出してください 姿見や鏡台など大きなものは粗大ごみへ出してください

町が収集しないもの

処理困難なもの ★フリックルはくいへ 持ち込めせん 販売店にご相談ください	タイヤ ホイル 消火器 農薬 劇薬 ピアノ 注射器の針 バッテリー LPG ガスボンベ 農機具 バイク	家電リサイクル法対象品目 テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵(凍)庫、衣類乾燥機 ●販売店にご相談ください ●指定引取場所へ持込めす	(指定引取場所) 紙吉(七尾) ☎0767-52-0129 日本通運(株)金沢支店 七尾営業課 中能登町大槻165番地1 ☎0767-74-2250
事業所ごみ	●事業所から出るごみの処理は、法令に基づき事業者自身の責任となっています 事業活動によって生じた燃えがら・汚泥・廃油・建築廃材などの「産業廃棄物」は産業廃棄物処理業者へ委託してください		
農業、漁業、工事などから出るごみ	●販売店又は施工業者などに引き取ってもらってください (農機具・苗箱・田んぼで使った塩ビ袋・農薬・漁網)	動物・ペットの死骸	●羽咋斎場(☎22-0420)又はペットの葬祭業者にご相談ください。 (羽咋斎場では骨のお返しはしていません。1件につき5,000円(税抜き))

引っ越しなどや片付けによって大量のごみが出た場合は、フリックルはくい(リサイクルセンター)まで直接持ち込んでください。

受付時間 月～金曜日/午前8時30分～午後12時30分・午後1時～午後4時30分(受付休止:午後12時30分～午後1時) 土曜日/午前8時30分～正午

休業日 日曜日、12月31日～1月3日 ☎27-1153